○防衛省告示第百六十六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十四年七月九日

防衛大臣　森本　敏

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十四年七月十六日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 平成二十四年九月一日から同月二十五日及び平成二十五年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○東北地方整備局告示第百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年七月九日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	原田　佳道、澤頭　潤、工藤　哲

(2)　変更年月日

平成二十四年五月三十日

○東北地方整備局告示第百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年七月九日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人秋田県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	齋藤真由美
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年六月三十日

○中部地方整備局告示第百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年七月九日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	牧野　年男、谷村　茂
変更後	髙橋　賢二、鈴木　利明

(2)　変更年月日

平成二十四年七月九日

○近畿地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
神戸市西区平野町常本字西山三一五番九七から同市西区神出町小束野字廣澤五三番九九まで	前	A　七七・二メートル B　二五・五～六二・八メートル C　二九・五～三八・二メートル D　二四・〇～五四・二メートル	四三・六キロメートル
	後	A　七七・二メートル B　二五・五～七〇・三メートル C　二九・五～三八・二メートル D　二四・〇～五四・二メートル	四三・六キロメートル 二一・一二〇キロメートル 一〇・九四四キロメートル 一〇・六四五キロメートル

上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月九日

近畿地方整備局長　上総　周平